

船舶インシデント調査報告書

令和6年2月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和5年7月15日 10時25分ごろ
発生場所	三重県鈴鹿市白子漁港北方沖 白子港南防波堤灯台から真方位013° 700m付近 （概位 北緯34° 50.1′ 東経136° 35.9′）
インシデントの概要	水上オートバイ ^{やまと} 大和は、漂流中、主機が始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和5年7月26日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	水上オートバイ 大和、5トン未満（長さ2.45m） 243-29560三重、個人所有 ガソリン機関、船内機、出力89.7kW、使用燃料ガソリン、平成 9年4月進水
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風速 約2m/s、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、白子漁港北方沖において漂流中、 遊走しようと主機を始動したところ、主機が始動できず、運航不能と なった。 船長は、マリーナに連絡したのち、来援したマリーナの船舶により 救助され、本船はマリーナの船舶にえい航された。
分析	本船は、漂流中、主機が始動できなくなり、運航不能となったもの と考えられるが、船長から情報が得られなかったため、主機が始動で きなくなった状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本インシデントは、本船が漂流中、主機が始動できなくなったこと により発生したものと考えられる。